

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 規 則

○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課)

一

## 告 示

○行政不服審査法第八十一条第一項に規定する機関の事務の受託の

(県政情報・文書課)

一

廃止

○救急医療機関の認定

(医療政策課)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

一

○県営土地改良事業計画の縦覧

(農村振興課)

二

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(同)

二

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁教育企画室)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意

(教育庁高校財務・就学支援室)

四

契約の相手方の決定

## 規 則

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

宮城障害者職業能力開発校規則(昭和四十四年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表短期課程の項中「三〇人」を「二〇人」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第二百五十六号

県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第二項の規定により、白石市外二町組合からの行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第一項に規定する機関の事務の受託を令和五年三月三十一日をもって廃止した。

令和五年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百五十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
独立行政法人地域医療機能推進機構 仙台南病院	仙台市太白区中田町字前沖 百四十三番地	令和五年四月一日	令和八年三月三十一日
独立行政法人地域医療機能推進機構 仙台病院	仙台市泉区紫山二丁目一番 一号	令和五年四月一日	令和八年三月三十一日

○宮城県告示第二百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇二二〇四一三	事業所の名称及び所在地	就労サポートセンター いべてるの風 石巻市流留字二番 六―一―二	廃止する指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型	設置者名	一般社団法人 シヤロームい しのまき	廃止年月日	令和五年三月三十一日
〇四一一五〇〇二〇〇	工房パルコ 大崎市古川南町三丁目四番三四	就労移行支援	社会福祉法人 大崎誠心会		令和五年三月三十一日				
〇四二二八〇〇一〇四	やくらいアットハウ ス 加美郡加美町字上野 目薬師堂二十番地	就労継続支援B型	加美町		令和五年三月三十一日				

○宮城県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営金谷地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年四月四日から令和五年五月二日まで

三 縦覧場所

登米市役所、登米市登米総合支所、登米市米山総合支所及び登米市豊里総合支所

○宮城県告示第二百六十号

県営北上地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

公 告

令和五年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年四月四日から令和五年五月二日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市北上総合支所

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 名取市植松二丁目百五番、百七番、百二十番一、百二十一番五、百二十一番六、百二十一番七、百二十一番十四、百二十三番二、百四十四番一、百四十五番一、百四十六番一、百四十七番一、百五番地先道の一部、百二十番一地先水の一部

株式会社福互

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 令和五年度ICT支援員配置業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結日から令和六年三月二十二日まで
  - 4 履行場所 県立学校（三十七か所）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者について、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 過去二年以内に、学校現場におけるICT支援業務の受注実績を有すること。

10 教育情報化コーディネータ2級以上の有資格者又はICT支援員能力認定試験に合格した者を現地支援員の指導、助言に当たらせること。

11 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が、1から7までの要件の全てを満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが、8から10までの要件を満たしていること。

(三) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和五年四月七日（金）までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約におけ

る相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇-八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班(担当 長田 電話〇二二-二二一-三六二二)

3 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和五年四月四日(火) から令和五年四月十日(月) まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日(以下「祝日」という。)を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

4 入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

令和五年四月十九日(水) 午前九時から令和五年四月二十日(木) 午後五時まで

(二) 郵送による場合

令和五年四月十九日(水) 午前九時から令和五年四月二十日(木) 午後五時までに2の場所まで到達すること(郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。)

(三) 持参による場合

6の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際は、4の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

6 開札の日時及び場所

令和五年四月二十一日(金) 午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階 教育企画室  
入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十三年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十

八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Deployment of ICT Support Staff for Fiscal Year 2023 (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to March 22, 2024

3 Place of Implementation : Prefectural Schools (37 locations)

4 Deadline and Place for Bid Submission : April 20, 2023, 5 : 00 p.m. Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

5 Time and Place for Bid Selection : April 21, 2023, 10 : 00 a.m. Education Planning Division office Miyagi Prefectural Government Building, 16<sup>th</sup> floor

6 Contact Information : Information Technology Promotion Section, Education Planning Division Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel: 022211-3612

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 家用電気工作物保安管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校財務・就学支援室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和五年三月十六日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般財団法人東北電気保安協会宮城事業本部 仙台市太白区あすと長町三丁目二番三十六号
- 五 契約金額 三千三百三十九万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当